

佐賀県私立高等学校専攻科修学支援金事務手引き

この手引きは、佐賀県私立高等学校学専攻科修学支援金交付要領（令和2年10月14日法私第3038号。以下「要領」という。）第4条の規定に基づき、佐賀県私立高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）の事務に関し必要な事項を定める。

1 受給資格認定

受給資格者である生徒が専攻科支援金の支給を受けようとする場合には、受給資格認定申請書（様式1）に保護者等（生徒の親権を行う者等）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、在学する学校設置者を通じて知事に提出し、その認定を受ける必要がある。

学校設置者は、生徒から提出された認定申請書に認定申請者一覧（様式3）と個人対象要件証明書（様式2-1又は様式2-2）を添えて知事に提出する。

知事は、受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定し、学校設置者へ通知（様式4）する。併せて、支給決定（予定）額も、学校設置者へ通知する（様式25）。

学校設置者は、知事から受給資格認定結果（様式4）を受取り、生徒個人に対する認定の通知（様式5）又は不認定の通知（様式6）を作成し、認定を受けた生徒については支給決定（予定）通知書（様式26）も併せて作成し、生徒に配付する。

2 専攻科支援金の支給

専攻科支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まり、受給事由の消滅（当該高等学校の卒業、中退、転学、所得制限等）した月に終了する。

なお、やむを得ない理由により受給資格認定申請を行うことができない場合に、その理由がやんだ後15日以内に申請を行った場合には、当該理由により申請できなくなった日を申請日とみなして支給を受けることができる。

専攻科支援金の支給期間は24月とする。ただし受給権者が転入し、転学元と転学先で修業年限が異なる場合は、以下の計算式に基づき、転学元での支給期間を勘案した上で、転学先での残りの支給期間を計算することとする。

転学先での残りの支給期間

= 転学先の修業年限（月数）から転学元の在学期間相当（ ）を除いた月数

転学元での在学月数 × 転学先の修業年限 / 転学元の修業年限（端数切捨て）

例1：修業年限1年の専攻科に5月在学 修業年限2年の専攻科に転学

2年（24月） - 5月 × 2年 / 1年 = 14月

例2：修業年限3年の専攻科で10月在学 修業年限2年の専攻科に転学

2年(24月) - 10月 × 2年 / 3年 = 18月
(端数切捨て)

3 収入状況の届出

所得確認については、就学支援金制度と同様に、受給権者である生徒が、毎年度別に通知する日までに、課税証明書等を添付した収入状況届出書(様式1)を、学校設置者に提出する。

保護者等について変更があったとき、受給権者である生徒(支給停止されている者を除く。)は、収入状況届出書等を、学校設置者を通じて、速やかに知事に提出する。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該片方の課税証明書等を改めて添付することを要しない。

学校設置者は、生徒から提出された収入状況届出書等に収入状況届出者一覧(様式11)と個人対象要件証明書(様式2-1又は様式2-2)を添えて知事に提出する。

知事は、支給の可否及び支給額を判定し、通知(様式12)する。継続支給することに決定した生徒については、学校設置者へ、支給決定(予定)(様式25)又は変更支給決定(予定)(様式27)、所得制限額以上となった生徒については、受給資格消滅(様式8)を通知する。

なお、生徒が収入状況届出を提出しないときは、専攻科支援金の支払を一時差し止め、学校設置者へ支払差止を通知(様式13)する。

支払の一時差し止め期間中に、保護者等の変更があった場合も、受給権者である生徒(支給停止されている者を除く。)は、収入状況届出書等を、学校設置者を通じて、速やかに知事に提出する(離婚などにより、所得制限基準を満たすことになる場合は、一度差し止めとなっても、変更後の保護者等の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分(当該事由の生じた日が月の初日である場合は当該月から)から支給が再開される。)

支払の一時差し止め期間は7月～翌年3月を基本とし、毎年度別に通知する日を超過して収入状況届出書等の提出があった場合に、提出があった翌月分から支給することとする。ただし、提出しなかったことにやむを得ない理由があった場合には遡って支給する。

学校設置者は、知事から生徒への支給決定(予定)通知、変更支給決定(予定)通知、受給資格消滅通知又は支払差止通知を受理した場合、それぞれ生徒個人に対する通知(様式26、様式28、様式9-2、様式14)を作成し、配付する。

4 専攻科支援金の受給資格消滅通知

学校設置者は、卒業、退学、転学及び個人対象要件の喪失等により、受給権者であ

る生徒の受給権が消滅した場合には、受給資格消滅者一覧（様式 7）を作成し、知事に提出する。

知事は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、生徒の受給資格の消滅を確定し、学校設置者へ通知（様式 8）する。学校設置者は知事から資格消滅通知を受領し、生徒個人に対する通知（様式 9 - 1 又は様式 9 - 3）を作成し、配付する。

この受給資格消滅通知は、転学や再入学等により、高等学校等に在籍することになった際に専攻科支援金を再び受給するに当たっての要件等を確認するために必要である。そのため、受給資格消滅通知を紛失等した生徒は支給実績証明書の発行を知事に申請（様式 23）することができる。知事は、当該申請があった場合は、支給実績証明書（様式 24）を発行する。

学校設置者は、知事から生徒の受給資格消滅通知を受領した場合、生徒に配付する（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない）。

なお、生徒が収入状況届出書等を提出した結果、所得制限に該当した場合においては、学校設置者より受給資格消滅者一覧を作成・提出する必要はないが、知事から（受給資格消滅通知（様式 8）を受領した際は、他の場合と同様に、生徒個人に対する通知（様式 9 - 2）を作成し、配付する。

5 専攻科支援金の支給停止、再開

受給権者である生徒（一時差し止め中の者を含む。）が休学し、支給停止を希望する場合、支給停止申出書（様式 15）を学校設置者に提出する。

学校設置者は、生徒から提出された支給停止申出書に支給停止申出者一覧（様式 16）を添えて知事に提出する。

知事は、支給停止を決定し、学校へ通知（様式 17）するとともに、生徒に学校設置者を通じて通知（様式 18）する。

なお、生徒が専攻科支援金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月（支給停止の申し出があった日が月の初日である場合には、当該月）から、復学して支給再開を申し出た日の属する月（支給再開の申し出があった日が月の初日である場合には、当該月の前月）まで専攻科支援金の支給は停止され、当該休学期間は支給期間に算入されない。

学校設置者は、知事から生徒の支給停止通知を受領した場合、当該通知を生徒に配付する。

支給停止中の生徒が復学し、支給再開を希望する場合、支給再開申出書（様式 19）に収入状況届出書を添えて、学校設置者に提出する。ただし、既に当該年度（復学が 4～6 月の場合にあっては前年度）の課税証明書等を提出している場合には、支給再

開申出書のみ提出すればよい。

学校設置者は、生徒から提出された支給再開申出書に支給再開申出者一覧(様式 20)を添えて知事に提出する。

知事は、支給の可否及び支給額について判定したうえで支給再開を決定し、学校設置者へ通知(様式 21)するとともに当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給再開(様式 22)(所得要件を満たし支給を再開する場合)又は受給資格消滅(様式 8)を(所得制限に係る要件に該当することにより支給しない場合)を通知する。

学校設置者は、知事から支給再開通知を受理した場合、当該通知を生徒に配付し、受給資格消滅通知を受理した場合、生徒個人に対する通知(様式 9 - 2)を作成し、生徒に配布する。

附 則

この手引きは、令和 2 年度の専攻科支援金から適用する。